

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和〇年〇月〇日、A所在のB会社C所に入社後、平成〇年〇月〇日までの〇年〇か月間、鉄製造作業ラインに関わる作業に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月頃、仰向けに寝ることができなくなったとしてD医院を受診したところ、同医院の紹介でE病院を受診することとなり、胸水貯留は認められたものの、その後は経過観察、投薬治療となっていた。その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、E病院に入院し検査を受けたところ「悪性胸膜中皮腫（疑）」と診断され、さらにF病院を受診し、平成〇年〇月〇日、「左悪性胸膜中皮腫」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人が、本件疾病の発病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求を行ったところ、監督署長は、請求人がE病院に検査入院した同年〇月〇日を傷病年月日（療養開始日）として、これを支給する決定をした。

- 3 本件は、請求人が、胸水貯留の観察を認めたE病院の初診日である平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間についての休業補償給付を請求したところ、監督署長は、当該期間については本件疾病に係る療養のために休業したとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決

定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人が休業補償給付を請求した平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間について、既に本件疾病が発病し、当該疾病に係る療養のために休業したと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間も本件疾病のために療養した期間であり、同期間における休業補償給付が支給されるべきであると主張するが、決定書理由に説示のとおり、同期間において、請求人には胸水の貯留は認められるものの、石綿肺の所見はなく、また、胸膜の変化も認められていないものであり、同期間において請求人が本件疾病を発症していたことを確認することはできない。したがって、当審査会としても、請求人が同期間において本件疾病のために療養していたとは認められないものと判断する。

また、請求人は、労働局管内の他の石綿中皮腫の事案でも、主治医による初診日から労災認定をしているものがある旨を主張していることから、当審査会において、同事案についての記録を取り寄せ、精査した。すると、当該事案においては、主治医による初診時に胸水が認められた後に、程なく紹介先の病院を受診して胸膜病変等が確認され、その直後に生検により確定診断に至るといふ経過をたどっており、臨床経過上、悪性中皮腫として典型的な進展をみせていることから、主治医による初診日をもって発病と判断したものである。したがって、確定診断日から約2年を遡る平成○年○月の段階では石綿ばく露に起

因すると考えられる何らの病変も確認されていなかった本件とは、その経緯が大きく異なるものであり、請求人の主張は認められない。

なお、請求人らが休業補償給付の支給の対象であると主張している上記期間中には、請求人は介護施設において労働していたと述べていることから、仮に同期間中に本件疾病の確定診断がなされていたとしても、請求人は同期間中の全ての労働日にわたって療養のため労働することができなかったとは認められないこととなり、結局、通院日以外の日についての休業補償給付は支給されないものであることを付言する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。